

第52回岡山県人権政策審議会 議事録【概要】

○開催概要

1 日 時 令和3年7月14日（水）14：00～16：06

2 場 所 県庁3階大会議室

3 出席者

◆委員（五十音順、敬称略）／出席委員12名

市場恵子、川島聡、近藤理恵、角田みどり、田村久美、筒井愛知、飛山美保、
花田文甫、中井智子、引地充、平松美由紀、薬師寺明子

◆岡山県／出席16名

県民生活部長、男女共同参画青少年課長、子ども家庭課長、指導監査室長、
長寿社会課長、障害福祉課長、国際課長、健康推進課長、デジタル推進課長、
くらし安全安心課長、保健福祉課長、人権教育・生徒指導課長、人権施策推進課長、
人権施策推進課職員

○議 事

1 開 会

県民生活部長あいさつ

委員の皆様には大変お忙しい中、人権政策審議会にご出席いただきお礼を申し上げます。
また、本県の人権施策の推進については、平素から格別のご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、人権に関わる動向としては、依然として男女間の暴力や子ども、高齢者、障害のある人への虐待、いじめなどが発生している。また、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者、またはその家族の方に対する誹謗中傷、差別が問題視されており、人権問題への取り組みがますます重要となってきている。

このような中、昨年度は当審議会を3回開催して、熱心に御協議をいただき、その答申を踏まえ、第5次岡山県人権政策推進指針を策定したところである。

県ではこの指針に基づき、全ての人々が社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら共に生活する共生社会岡山の実現に向けて、各種人権施策を総合的に推進しているところである。

本日は、第5次岡山県人権政策推進指針に示されている主な人権課題に係る県の取り組み状況について、関係各課から御説明の後、御意見、御質問を頂戴することとなっている。

皆様方には忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

2 議 題

(1) 行政説明

～行政説明資料に基づき、関係各課長から説明～

(事前質問に対する回答)

○質問1 資料29ページ関連(〇〇委員)

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、営業自粛や療養要請等などによる雇用環境の悪化に対しての経済的な補償制度はどのようになされているのか。

○回答1

(人権施策推進課長)

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた県民、企業、個人事業主の方々に対して、国、県、及び市町村等が窓口となり、各種経済的な支援策を講じているところである。

○質問2 資料29ページ関連(〇〇委員)

次回の会議資料には、新型コロナウイルス感染症対策についての記載をお願いしたい。

○回答2

(人権施策推進課長)

新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、感染者やその家族、医療従事者等への偏見や差別の防止に取り組んでいるところであり、次回の会議資料への記載を検討する。

○質問3 資料29ページ関連(〇〇委員)

新型コロナウイルス感染症によって死亡した場合、厚労省・経産省のガイドラインでは納体袋に納めた後は通常どおりの葬儀や火葬が可能とされているにもかかわらず、当職が見聞きした範囲では、県内の葬儀業者は病院から葬儀なしで火葬場へ直行し、火葬場では遺族の骨上げを認めていないとのことだった。過度な感染対策のために故人とのお別れの機会が損なわれている可能性があり、行政の助言や指導等の介入が必要と考えられるが、いかがか。

○回答3

(人権施策推進課長)

御指摘のとおり、『新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン』において、遺体が非透過性納体袋に適切に収容され、かつ適切に管理されていれば、遺体からの感染リスクは極めて低くなるとされている。また、焼骨から感染することはないとされている。

県としては、ガイドラインに沿った感染対策を講じた上で遺族等の意向を踏まえた葬儀、火葬が行われることが望ましいと考えている。

なお、国は、葬儀業の関係団体に対し、ガイドラインの周知を図っており、これを受けて業界団体においても葬儀業において「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を作成し、団体内の周知に取り組まれていることから、各葬儀業者においてもガイドライ

ンの主旨に沿った適切な対応につながるものと考えている。

また、火葬場を運営する市町村に対しては、県からガイドラインを送付し、その内容について周知を図っていることから、今後とも必要に応じて助言等を行ってまいりたい。

○質問4 資料5 ページ関連 (〇〇委員)

人権教育講師バンクの利用状況を伺いたい。

「人権教育講師バンク トップページ」および各人権課題ごとのページビューなどが分かれば、教えていただきたい。

○回答4

(人権教育・生徒指導課長)

人権教育講師バンクに登録された講師へ講演等を依頼する際は、直接、登録講師とやり取りを行うことになっているため、県として、そうした依頼状況までは把握していないが、講師登録の状況を申し上げますれば、平成30年度からの3年間で、新たに11名の方に御登録いただき、現時点で61名の登録となっている。

人権教育講師バンクのトップページのページビューについては、令和2年度は約3400件であった。各人権課題ごとのページビューについては、把握できないということで御理解いただきたい。

○質問5 資料6 ページ関連 (〇〇委員)

STOPit の活用状況 (相談・報告件数) を教えていただきたい。

○回答5

(人権教育・生徒指導課長)

令和2年度の実績は、挨拶・テスト送信を除き、327件となっている。

そのうち、いじめに関する相談が28件であり、残りは友人関係や心身の健康、学業・進路関係などの様々な相談である。

○質問6 資料6 関連 (〇〇委員)

「今後の取組方針」3の「社会情勢の変化等」とは、具体的には、どのような社会情勢の変化を指しているのか。昨年までの方針とは、異なる方向性で取り組むということか。

○回答6

(人権教育・生徒指導課長)

例えば、新型コロナウイルス感染症に伴って発生した偏見・差別のことや、情報端末の幅広い年齢層への普及等のインターネットをめぐる環境の変化などを指している。

これまでの人権教育の取組は継続した上で、そうした社会情勢の変化等を踏まえた内容を盛り込みたいと考えている。

○質問7 資料11～12 ページ関連 (〇〇委員)

岡山県男女共同参画推進センターの相談件数は減少しているのか。DV相談のみ減少し

ているのか。男性電話相談の利用はあるのか。

○回答7

（男女共同参画青少年課長）

男女共同参画推進センターの昨年度の一般相談件数は、2,418件であった。前年度より減少しているが、ここ数年は、2,500件から2,800件程度で増減しており、現在のところ、これまでと同様の増減の範囲内と捉えているところである。

また、一般相談のうち男性電話相談の利用は昨年度27件であり、前年度に比べ増加しているが、これも年度により増減があり、平均すると20件程度の相談件数となっている。

引き続き、必要としている方に相談していただけるよう、相談窓口の周知に努めてまいりたい。

○質問8 資料13～15ページ関連（〇〇委員）

支援を必要とする子どもたちを一番身近な場で支援している人（施設等）への支援も必要となるのではないかと思う。（フォーマルな支援とインフォーマルな支援、両方あると思う。）子どもたちを支える人（施設、里親さん）が必要としている支援について具体的に把握しているのか。

○回答8

（子ども家庭課長）

施設については児童養護施設等で構成する協議会へ出席した際などに、里親さんについては児童相談所の職員が訪問した際などに、県への要望等を伺っている。

例えば、施設からは人材確保が困難になっているとの話を受けて、施設に来た実習生を一定期間非常勤職員として雇用する場合に費用を補助する事業を開始した。

また、里親さんからは里子の養育についての相談が多いため、児童相談所が子どもとの面談の実施、学校など関係機関への訪問のほか、必要に応じて一時保護を行って様子を見るなど積極的にかかわるようにしている。

さらに、昨年度は施設や里親の要望を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策として、マスク、消毒液等の衛生用品を配布した。

今後とも、児童養護施設等協議会や里親会との連携を通じて、施設や里親さんのニーズの把握に努め、子どもたちの一番身近で支援にあたる人々を支援してまいりたい。

○質問9 資料17ページ関連（〇〇委員）

【今後の取り組み方針】の3にある「スマホ・ネット問題総合対策の推進」の内容を教えてください。

○回答9

（男女共同参画青少年課長）

現在、スマホ・ネット問題総合対策の推進として、知事部局、教育委員会、警察が連携し、様々な取組を進めている。

具体的には、学校での児童生徒のインターネットリテラシーの向上についての指導や、

OKAYAMAスマホサミットの開催による児童生徒の主体的な活動の促進などに取り組んでいる。また、県警察による学校での非行防止教室なども実施している。

家庭・地域においては、フィルタリングやペアレンタルコントロールの普及に向けたPTA研修などに取り組んでいる。

当課においては、携帯電話事業者や有識者、関係課で構成する「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」を設置し、フィルタリング奨励宣言店制度の導入や、フィルタリングやペアレンタルコントロールを普及するための店頭用啓発チラシの作成、ネットいじめ防止に関する子ども向け啓発動画等の配信を行ってきたところであり、引き続きより効果的な内容を検討してまいりたい。

○質問10 資料21ページ関連(〇〇委員)

「今後の取組方針」として、何か新しい取組みはあるのか。「現状と課題」の欄にも同様に記載されている「自立と社会参加の推進」を継続して実施するということになるのか。

○回答10

(障害福祉課長)

「現状と課題」及び「現在の対応策」に挙げている心のバリアフリーの推進、権利擁護の推進などに引き続き取り組むことで、障害のある人の自立と社会参加を促進し、誰もが生き活きと輝く共生社会の実現を図ってまいりたい。

○質問11 資料33～34ページ関連(〇〇委員)

今までの取組みをどのように自己評価されているかを、うかがいたい。

○回答11

(デジタル推進課長)

研修会については、平成26年度から「社会人になる前の情報セキュリティ・情報モラル研修会」として県内の大学生等を対象に開催しており、昨年度は165名が参加した。研修会後のアンケートに回答した参加者全員が「有意義」「まあまあ有意義」と答えており、情報モラルについて深く考える機会を提供できたものと考えている。

(男女共同参画青少年課長)

これまで、知事部局、教育委員会、警察、事業者と連携してスマホ適正利用に向けた各種取組を推進してきた。

この結果、携帯電話販売店へ調査したスマートフォン契約時のフィルタリング利用率は、増加傾向にあり、昨年度は78.2%となったが、小学生等の低年齢児童のスマホの所持率が増加していることなどから、低年齢児童を持つ保護者を対象とした啓発など、引き続き、取組を進めていく必要があると考えている。

県警察では、学校における非行防止教室や保護者説明会等により、児童生徒のインター

ネットモラル向上対策に取り組んでいるところであるが、少年に関する事件、相談等では、インターネットの不適正利用に起因する事案が依然として多いことから、引き続き関係機関と連携した各種取組を強化していく。

(人権教育・生徒指導課長)

スマホ・ネット利用に関し、家庭でのルールづくりが進むなど、取組の成果が一定程度出ているもののまだ十分でなく、学校やPTA、市町村教委において、引き続き積極的に児童生徒の主体的な活動や、保護者啓発等の取組の充実を図る必要があると考えている。

また、GIGAスクール構想が進む中で、情報モラルあるいは情報リテラシー、こういった教育の充実はさらに重要であると考えており、学習への効果的な活用方法を具体的に子どもたちにも示していきたいと考えている。

(行政説明後の質疑・応答)

(〇〇委員)

審議会をはじめ、行政関連の集まりに行くたびに、女性比率がまだまだ上がっていないと感じる。日本は男女平等度が世界120位と、ジェンダーギャップが大きい。それなりに努力はしているが、諸外国に比べて取り組みが遅れている。

この審議会は女性6割、男性4割と珍しく女性委員の比率が高い。しかし、本日まで出席の行政担当者(部長・課長)を見ると、女性比率はまだまだ低いと感じる。管理職への女性登用について、県として行動目標を設けていると思うが、それはどんな形で実現していこうとしているのか。人事は知事、部長クラスの人にのみ任されているのか、それとも行政内部で徐々に比率を上げていこうという機運や意識があるのか、教えていただきたい。

(男女共同参画青少年課長)

県庁内の女性の管理職比率の向上については、「岡山県子育て・女性職員活躍推進計画」が策定されている。課長級以上の職員の内、女性は10%(R元年度10.4%)占めているという実績がある。女性職員が配置されていない職務やポスト、総括職に積極的に女性を登用していこうといった取組を進めており、委員のおっしゃる通り、数値目標を定めて取り組んでいるところである。

(〇〇委員)

県会議員、国会議員も女性は少ない。

(〇〇委員)

私たちの民度を上げていかなくてはいけない。候補者男女均等法(H30年)が制定されたにもかかわらず、努力目標なので、党によっては努力が足りていないところもある。まずは候補者を男女同数に近づけていくのが先決かなと思う。

(〇〇委員)

行政機関での女性の活躍を推進するという事で、何年か前に、県庁の女性職員の意識調査を新聞紙上で発表したことがあった。女性の職員自身が昇進を望んでいない、61%の県庁職員の女性の方が、「いやもう偉くならなくていい、偉くなったら忙しいし、疲れる。」というような意識を持たれているという発表があり、驚いたことがあった。

現実問題、そのような状況、傾向はあるのか。せっかく班長職、管理職など活躍できる場を優先的に登用するようにしても、女性自身が、拒否、辞退するような傾向があるのなら、どんどん女性管理職を進めようとしている中で少し逆行するのかなと思ったことがあった。その辺の女性職員の方の意識というのはどうなのか、現状を教えてください。

(男女共同参画青少年課長)

委員のおっしゃられる意識調査は、推進計画を策定する際の職員に対して行った意識調査の結果のことである。女性職員の中には昇進を望まない、これは民間企業の女性社員の方もそういう傾向が見られる。そういった意識があることを踏まえた上で、推進計画を策定している。女性が昇進を希望しない背景の一つとして、管理職の大変さを目の前で見ていることもあると思う。男性職員も含めた職員全体の働き方を変えていくことも必要である。すぐに目に見える形で成果が出ないところではあるが、数値目標を持ちながら、しっかりと取組を進めていきたい。

(〇〇委員)

そういう意識改革、女性の方自身への働きかけを、ぜひ進めていただきたいと思います。

(〇〇委員)

学校現場は、以前と比べたら女性の管理職が多くなったのか。

(人権教育・生徒指導課長)

数の把握はしていないが、小学校を中心に管理職に女性が就かれていることは多い。少しずつではあるが、登用がなされてきていると認識している。

(〇〇委員)

岡山市内のある地区に、知人がご自分のルーツがそこにあるようだというので、調べに行かれた時に同行した。その後、その方がその地区について調べられたところ、その地区に対する差別意識が今も根強く残っている上に、ネットなどで事実ではないことが流布されているとのことであった。そのあたり、県あるいは市としてどう取り組んでいるのかというご質問を受けたので、教えてください。

(人権施策推進課長)

数年前に、ここがいわゆる同和地区であったというような、地区名が記載された書籍が発行される情報があり、それについては発行を停止し、その情報サイトを削除している。また、法務局においては、そういった地名が出ていたらそれを削除するといったようなことに取り組んでいるようである。当然かつてそこが、そういう由来があったとか、差別意識がもたれているといったようなこと自体があってはならないことである。我々としては、そういった地区名を言うと、かえってそれがまた違う意味での意識を植え付けてしまうので、同和问题全般について正しい認識をしていただくような啓発活動を行っているところである。

(〇〇委員)

以前、ある掲示板サイトに同和問題の書き込みがあり、国に削除要請の依頼を行ったことがある。そういう書き込みにも目を配らせておかないといけない。

(〇〇委員)

20 ページ 21 ページの障害のある人のところに、障害差別解消法への言及があるが、改正を受けて、今年度、何か具体的な新しい取り組みを行うのか。

(障害福祉課長)

今年度障害者差別解消法の改正があり、民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されることとなる。速やかに民間事業者の方に具体的な内容をお伝えしたいが、現在、国の方で基本方針の見直しがされているところであり、民間事業者向けの対応指針も今後見直されると考えられる。そのため、国の動きを見ている状況である。

(〇〇委員)

行政説明資料 23 ページの多文化共生についてだが、最近、外国人の若い人が増えているなという印象がある。特定技能の制度も新たにできたので今後、ここに書かれているようにどんどん外国人労働者が増えてくると思う。

行政説明資料 2-1 の日本語や日本文化を学ぶような教育をもっと活性化していくような政策が必要なのかなと思っている。ヨーロッパでは社会統合に関わるような法律で、例えばフランスだったら 400 時間ぐらいだったと思うがフランス語の研修及びフランスの法律、文化に関わる教育を移民が受けたりしている。日本の場合は、そういった法律がない中で一部こういう教育がなされていると思うが、実際のところこのような教育をもっと充実していく必要があるのではないかと思うがいかがか。現状がどうかということと、今後、これをもっと活性化していくようなプランがあるのかお聞きしたい。

(国際課長)

現状としては、岡山国際交流センターに県が委託等をして、日本語教室を無料で開催して外国人の方に日本語について知っていただく、また、岡山県の各地で日本語教室を開きたいという方がいたら補助する、そういったことを行い、日本語教育の充実を図っている。

法律については、日本語教育の推進に関する法律が新たにでき、閣議決定もされており、それにより国はもとより都道府県についても、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務があるので、現状を踏まえながら、足りないところがどこかという事を考えつつ、より一層の日本語教育の推進に努めていきたいと考えている。

(〇〇委員)

日本語の法律のことを言われたが、日本は基本的に移民政策を取っていない国だから、そういう語学の法律ができたかもしれないが、トータルな法律がない訳で、やはり語学をちょっと教えるとかいうレベルではなくて、日本の文化、法律、そういうものも含め、また、こちらが教えるばかりではなく向こうの文化も取り入れるという交流も必要だと思う。まだ法律はないが、そういう将来も見越して何かしていただきたい。

(国際課長)

おっしゃるとおり、日本語だけではなく文化も非常に重要なことだと思う。現状でもそういった日本の文化の紹介、逆に外国の方に教えていただくとかは、ある程度やらせていただいているが、総合的に日本語、文化も含め多文化共生になるように努めてまいりたい。

(〇〇委員)

具体的に総社市辺りは、子ども達の日本語学級はあるのか。

(国際課長)

はい。岡山県内の日本語教室は、県内に30か所以上あるので、総社市にもあったかと思う。それから繰り返しになるが、国際交流センターでは無料で外国人の方に日本語について学んでいただく機会を設けているので、より一層の周知を図り、さらなるご利用をいただきたいと思っている。

(〇〇委員)

技能実習生として、地域の中に住んでいる人々を岡山市内でもよく見かけるようになった。ただ、地域に生活する者としてどのように関わればいいのかと思う。例えば挨拶をしても返ってこないし、その技能実習生は、7、8人で生活しているが、その中でコミュニティで終わってしまい何年かしたら国に帰るといった状況が見受けられる。もっと地域も受け入れていかなければいけないのだが、どうしたらいいのだろうか。なというところで、迷いながらも一番いけないと思う見て見ぬ振りをしていたり、なん

となく触れないという印象がある。もっと地域の中に啓発が行き届いていけば、彼らももっといい経験ができるのではないかなと思う。

(国際課長)

技能実習生は、岡山県の場合、ベトナムの方が最も多いが、ベトナムの方達の一つの特徴として、自分たちのコミュニティでまとまるという特徴も全国的に見られるので、委員が戸惑われているのも理解できる。ただ、ベトナムの方達は、SNS等で連絡を取られる機会が多いので、行政としてできることは、そういったSNS等を通じて、先ほどから申し上げている、国際交流センターでの交流事業の紹介をして、少しずつでも日本人と触れ合ってもらい、また、日本人向けに国際理解を進めるような講座もあるので、日本人の方に積極的に参加していただきたいとも考えている。そのためにも、我々は周知に努めてまいりたい。

(〇〇委員)

県内のヤングケアラーの実情を教えてください。実際私が大学生等の支援をしている中で、実はというような実態もあつたりして、地域の方につないだこともあつたので、何か対策、施策があれば伺いたい。

(子ども家庭課長)

ヤングケアラーについては、法律等で定義があるわけではないが、一般的には本来大人が担うような家事や介護などを行っている18歳未満の子どもとされていることが多い。

県内のヤングケアラーの実態ということであるが、県として実態調査は行っていないが、昨年度国が全国の中学2年生と高校2年生を対象に調査を行い、その中で全体で約4%から6%の子どもが家族の世話をしているという大まかな実態が把握できている。このうち、学校に行きたくても行けないなど虐待に該当するような事案であれば、既に児童相談所であつたり市町村要保護児童対策地域協議会等で拾い上げられていると考えている。一方で、なかなか声を上げられない子どももいると思うので、そういう支援が必要な子どもさんを早期に発見して福祉のサービスへつなげる、特に子どもさんからケアをされている御家族の方を福祉サービスにつなげていくということが大事だと思っている。そうした早期発見・早期支援について、学校と福祉がしっかり連携していく事が大事だと考えているので、引き続き学校、教育委員会等と連携して取り組んでまいりたい。

(人権教育・生徒指導課長)

ヤングケアラーの問題は、家庭内のデリケートな問題で非常に表面化しにくい構造があると思っている。生徒指導上の課題としてネグレクトが疑われたり、あるいは不登校になったりという子どもの変化には、先生方もかなり意識しているが、実はその背景に、

今話題のヤングケアラーをどれくらい疑って見れるかが大事な観点と思っている。

早期発見のために、まずは教職員の理解促進に努めることと、そうした中で気になる子どもへの対応については、スクールソーシャルワーカーという福祉の専門家の方を各学校に配置しているので、そういった福祉の視点を絡めて、適切なタイミングで、福祉あるいは要対協等の専門機関へつないでいくことが一番大事だと考えている。

(〇〇委員)

ヤングケアラーの支援は、イギリスではすごく発達しているみたいだ。インタビュー調査した時に思ったのが、単に福祉につなげる、そういうことではなくて、今すぐは無理だと思うが将来的に、ヤングケアラーのお子さん達が民間の団体から支援を受けて、一緒に話し合っ自分たちの気持ちをお互い言い合っ解決に向けていくとか、そういう何か子どもの意見表明権を体現するような精神的な取り組みなんかも少し念頭に置きながら、支援が展開されていけばいいのかなと思う。民間の団体の取り組みに対しては、イギリスでは国が、公的に何か支援しているようだ。

(子ども家庭課長)

確かにイギリスでは、早くからヤングケアラーの問題に取り組んでいて、実際にヤングケアラーたちが週末に集まって話し合うなどの取組をしているということは聞いている。

ヤングケアラーへの支援については、国の方でも先般、今回の調査結果を踏まえてプロジェクトチームが様々な取組を提言したところである。委員の御提案の内容が実現できるかは、まだ分からないが今後、国から示される施策等を見ながら、どういったことができるのか、今後の研究課題とさせていただければと思う。

(〇〇委員)

願います。

(〇〇委員)

行政説明資料の25ページのところで、質問ではないが、長島愛生園さんにはお世話になっていて、毎年うちの学科の1年生を必ず療養所に見学に行かせていただいている。先日、オンラインで見学させていただいたがとても工夫されたプレゼンテーションだった。語り部の方も、とても丁寧にお話していただき、質疑応答も実際に訪問した場合と遜色なくて良かったという報告だ。努力されているのが伝わってきた。

(〇〇委員)

資料の34ページ、インターネットによる人権侵害の今後の取り組み方針のところに、総合対策の推進を図ると、シンプルに書かれていてそれに対して自己評価の回答いただいた。それぞれ4つの課にお答えいただいているので、それぞれポイントを絞って質問

させていただく。

まずデジタル推進課さん、165名は深く考える機会があったと自己評価しているということだが、165名にしかそのような場を提供できなかったことについて、どう自己評価しているのかをお聞きしたい。学生数は多く、大学生どのぐらいのうちの165名なのかということだ。165名が満足をしたと評価していることはこれで伝わったと考えているのか。

それから男女共同参画青少年課さん、利用率購入時に78.2%とあるが、実際によく知られているのは購入後にフィルタリングを解除するケースがある。実際使ってみると不便だったからということだ。購入後、例えば1年後でも2年後でもいい、購入時以外のタイミングで、フィルタリングの利用率を調べているのかどうか。それを調べていないのであれば、なぜ調べていないのかということが一つ目、二つ目は、取り組みを進めていく必要があると最後締めくくっているが、これは現状の取り組みをそのまま進めていくのかそれとも、より予算を拡充して取り組みを広げていくのかお尋ねしたい。

人権教育・生徒指導課さん、こちらは最後に取り組みの充実を図ると言われたが、充実はどうやって図るのか、それはどういうふうに考えているのか、予算を増やすのかどうかということだ。

最後、少年課さん、これも各種取り組みを強化しますとあるがどうやって強化するのか。予算を増やすのかどうか。

私は、予算予算と言っているが、良い取り組みであればより広げていかないとトラブルは減らないと思っていて、実際トラブルが増え続けている。良い取り組みだから現状維持でいきましょうというのであれば、トラブルが減ることはないのかなと思う。加えて、昨年新型コロナウイルス感染症の影響により、ネットやゲーム機などの利用時間が増えた結果、依存傾向にある子供の視力低下や健康被害、そういった児童生徒が増えている。また、GIGAスクールで学校にデジタル機器が入ることによって、非常に教育に便利な反面、教員がそこに振り回されて使いこなせているのかどうか、そこへの研修だとか、使えるコンテンツ等を拡充するということが、どのぐらいされているのか。ニュースでたまに漏れ聞いているので、実際に研修されているというのは聞いているし、私も高校3校に勤めているので、現場の様子はわかるのだが、そのレベルで果たしているのか、それともそれを増やしていくのかどうかということだ。そういうGIGAスクールにかかるお金を、新型コロナウイルス感染症の対策のための補助等のお金がまだ感染予防に使われることが多いと思うのだが、それだけではなくて今後増えるであろう子どもの依存症や視力低下や健康被害などを予防するためにも、あるいは予防教育のためにも、使っていただけるとありがたいなと思う。こういったことはトラブルが起きてからでない見えにくいし、子ども自身は声をあげないので、やはり周りの大人がしっかり考えて、もっと連携を取ってやっていく必要があるかなと思う。そういう観点で、4つの課の皆さんに予算を増やすのかということをお尋ねさせていただいた。

(デジタル推進課長)

研修会 165 名の参加に対する母数は把握ができていないが、今回ご紹介した研修会は、具体的には岡山大学工学部との連携で行ったものである。この研修会については、実施について協力の投げ掛けを行い、受けていただいた大学や、専門学校と連携して、予算をあまりかけずに行っている。

昨年度は、岡山大学だけであったが、過去には専門学校と行った実績もある。この 165 名に満足しているというわけではなく、学習する機会や改めて考える機会を、なるべく多くの学生に持っていただくことは当然必要だろうと思っており、今年度以降は、そういったコラボレーションができる学校をしっかりと捕まえられるよう、引き続き努力してまいりたい。

(男女共同参画青少年課長)

フィルタリング利用率は、店頭で保護者が来られて、契約時にフィルタリングを設定することに同意した件数の率である。その後については、教育委員会が毎年実施をしている小中高生対象のスマホ実態調査で見ると、小学生はフィルタリング設定率が約 38 %、中学生が約 43%、高校生が約 37%となっている。また、分からないと回答している生徒も同程度の割合で存在している。保護者が契約していて本人は分からないといった状態など実態が不明な部分も若干ある。ただ、委員がおっしゃるとおり、スタディアプリやラインを使えるようにするためにフィルタリングの解除をするという事実もあると思う。それに向けては、ラインだけは使えるというカスタマイズや、ルール作りの中で、使用時間や、小学生の話も出たが、知らない人からのメールには答えない、SNS の誹謗中傷につながる他人の悪口を書かないなどのルール作りに向けて教育委員会とも連携しながら取り組んでいる。

予算については、必要なものはしっかりと予算をとっていきたいと思っている。これから来年度の予算要求も始まるので御意見を踏まえ、実情も見ながら必要な対策を考えていきたい。

(人権教育・生徒指導課長)

まず、子どもの主体的な活動については年々、各学校で生徒会等を中心に、スマホの問題は自分たちの問題と捉えて考えていこうという機運や実際の取組も進んでいる。それらの下支え、舵取りとして県全体でも子どもたちによるスマホサミットを行っている。コロナ禍で難しい現状ではあったが、昨年は、津山教育事務所管内の中学生が集まり、県北サミットが初めて行われ、県北の普及啓発が進んだ。

スマホサミット本体は開催できなかったが、近年は、保護者部会や小学生部会と部会を拡充して取り組んでおり、子どもたちの中から、内容面での充実、工夫を図っているところである。

次に、保護者に対する啓発については、委員からも御指摘がありましたように、今のカスタマイズされたスマホは、フィルタリングの機能が効果を発揮するものばかりでもないという面もあり、教育委員会ではフィルタリングの推進とともに、利用時間を制限

できたり、使えるアプリが制限できるペアレンタルコントロール機能の啓発にも力を入れている。去年は、携帯販売事業者のキャリアごとに、Android と iPhone という端末ごとにペアレンタルコントロールの入れ方の説明動画を作り、PTA 研修会、保護者懇談の時に普及啓発に努めている。保護者の中には、入れ方が分からなくて、ハードルが高いという方もおられるので、そういったところもしっかりとやっていこうと考えている。また、便利な反面、教員が使いこなせているかというところについては、今年度、組織改編で、教育庁内に新たに教育情報化推進室をつくり、ICT に係る支援員を配置し、県立学校を支援している。また、各地域でも実情に応じて支援員の配置を予算化している。それから県総合教育センターでは、学校の ICT 活用事例集をアップして、各学校の取組の支援に努めている。予防教育も含め今後、必要な予算等は要求もしてまいりたい。

(人権施策推進課長)

警察本部については、人権啓発マトリックス担当課メンバーではないので、委員からの御質問の内容について、こちらで聞き取りをして説明申し上げる。

(人権教育・生徒指導課長)

保護者向けの啓発チラシについて、今年度の分は、すでに全学校分配布している。刷り増しは、学校の方でお願いをしているが、この夏の懇談に合わせて懇談時、保護者に直接手渡しができるような形で活用して欲しいということで進めている。

(〇〇委員)

行政説明資料 4 ページのハートフルフェスタの開催についてだが、毎年気になって参加をしている。実施目的に対する成果については、どのようになっているのか。去年はズームによりオンライン参加を行ったと思うが、このオンラインでの参加人数はどうだったのかということと、参加したいが参加しづらいという方もいらっしゃると思うが、いつもと違う年齢層が参加されていたのかとなった時に、今後ハイブリッド等で開催した方が効果的なのではないかということも含めて、どのように検証されたのかを教えてください。それから、開催テーマがあったかと思うが、それに対するゲストをどのように決めていて、失礼な言い方ですみません、良かったのかどうかということと、どの年齢層に対してのお話をさせていただこうと思っているのかということ。目的がいつも分かるようで分からないので教えてください。

(人権施策推進課長)

実績については、参加された方々へのアンケート調査をしており、ほとんどの方から来て良かったと肯定的な評価をいただいている。去年は、インターネットの正しい使い方ということで実施しているが、それについても肯定的な評価をいただいております、次年度のテーマを設定するに当たり、そういった結果を踏まえて、選定しているところである。

テーマの選び方については、第5次岡山県人権政策推進指針を策定するに当たり、行った意識調査に「どの人権課題が一番重要だと思いますか」という項目があり、調査結果から一番上位に挙がるのが障害の関係で、次がインターネット関係、それからその次に高齢者の関係といったようなことで、県民の方々が全般的に見て、意識を持っている分野、そういったところにまずフォーカスを当てている。昨年については、SNSの被害によって著名な方が自殺なさるという不幸なこともあったのでそういったことも踏まえてインターネットに関するものをテーマ選定した。今年も県民意識調査で上位に挙がっているものをまず考えてやっ払いこうと考えている。それからハイブリッドの関係であるが、昨年は新型コロナウイルスの影響があり、ハートフルフェスタだけでなく、他のセミナーについても、かえって一度に集まるよりもたくさんの方々に聞いていただけるといったこともあるので、今年もその時の状況がどうなっているか分からないが、できるだけそういったハイブリッドの方法も入れて、多くの方々の目に触れるような方法を考えていきたい。

(〇〇委員)

結局いつも遠方からの参加者は多くないのかなと思う。より広い年齢層に参加していただくためには、やはり新型コロナウイルス感染症に関係なくオンライン参加導入をされた方がいいと思う。

(〇〇委員)

コロナ感染拡大によって、昨春全国一斉に学校が臨時休業となった。年度末にかかっていたため、子ども達は卒業式をせずに卒業していくというような状況であった。子どもたちにさみしく辛い思いをさせたのではないかと思っている。1年以上経て振り返ってみると、岡山県だけ見ても感染者が出ていない地域や、生徒数が密ではない学校もたくさんあったはず。全国一斉に同様の命令が下った時に、県や市、あるいは各学校や教育委員会でどれくらい自主的な裁量があるのか教えていただきたい。本当に全国一斉にやらなければいけなかったことなのかと未だに思う。

(人権教育・生徒指導課長)

国の方から臨時休校という形で指示が出た。おそらくその時の子どもは漠然とした見えないウイルスへの不安であったり、今、委員がおっしゃったような楽しみにしていた行事や経験ができなくなった喪失感やら、いろいろな思いを持って過ごしていたと思う。校長、教員も当然苦悩したと思う。学校によって、児童生徒数、密の状況が違うということで、ここの学校はよくて、ここの学校はできないということが、かえってできない方の学校を苦しめてしまうのではなども議論の中ではあった中、ある程度県の方からも一律の方向性を示して欲しいという声もあった。県教委としては、県立学校へ示した方向性を、市町村教育委員会に対しても情報提供しながら、市町村の方で適切に判断をされたというのが現状であったと思う。

(〇〇委員)

わかりました。

(〇〇委員)

今おっしゃいましたよね。できる学校とできない学校があれば、できない学校の子達が苦しむんじゃないかと思ってという意見も投じていたと。これは、大人によくあることで、子どもは、こういう時に苦しむだろうと、できない子達が苦しむんじゃないかと、子どもに意見を求めるわけでもないのに、大人が勝手に判断する。こういうのは子どもの人権を侵害していると思う。子どもはそんなに馬鹿じゃない。自分達、大規模校のせいで小規模校の子たちまでもが卒業式ができないんだったらむしろそっちの方が心苦しいぐらいの気持ちを持つ子どももいると思う。その辺のところをちゃんと子どもに聞いたのかというと、そうではなく、もう一律でいきましょうという大人の都合でやっている。子どもの人権の問題はそういう時に必ず侵害される事があるので、これは私も含めてだが、大人は気をつけなくてはいけないなと思い、発言させていただいた。

(〇〇委員)

もう少し子どもたちや保護者、教職員など、当事者に分かるような説明が欲しかった。きちんと説明をし、お互いにやりとりしながら納得して決めていかなければいけないことなのに、上から命じられたことにそのまま従ってしまったような感が残っている。今後の課題と思うので発言させていただいた。

(人権教育・生徒指導課長)

ありがとうございます。現象面として今言ったようなことがあったのではなかろうかという私の推測も入って伝えたところがある。当時は、十分議論できるだけの時間も短かったこともあり、教育委員会としても一つ一つの経験を今後の対応の指針となるように蓄積していっているところであるので、今日いただいた御意見はしっかりと受け止めて今後に対応してまいりたい。

(3) その他

～資料に基づき、人権施策推進課長から説明～

委員の皆様方の任期の件に関連いたしましてお知らせとお願いがございます。

委員の皆様方におかれましては令和2年3月に御就任いただき、これまで様々な貴重な御意見を頂戴したところである。岡山県人権政策審議会規則の第4条1項で委員の任期は2年とされておりますことから来年の3月で任期満了を迎えることとなります。委員の皆様方には、秋以降に個別に御連絡差し上げて、御意向を伺うので、よろしくお願い申し上げます。

(〇〇委員)

委員の皆様方には長時間にわたり熱心にご審議いただき感謝する。
以上で本日の審議を終了する。